

玄洋社関係史料の紹介

石瀧 豊美

第15回

福岡表警聞懐旧談

(八)

明治丁丑
福岡表警聞懐旧談 上

清漣野生編述

第四回 (続き)

前記の軍略を協定なしで、時期に及びなば、越知彦四郎は中島橋以西より集る可き人数、大凡四百人を率ひて、福岡分営の城堀を、又武部小四郎は中島橋

以東、即ち春吉、葉院地方より集る可き人数、凡四百人を率ひて、県庁及警察署を襲撃す可きの大体を決議す。使番八木和一に命じて檄文を作らしむ。

其文に曰く、

夫れ政府の責任たるや国民の幸福を保全するにあり。然り而して我が帝國政府は不幸にして二、三の権臣要路に当り、上天皇陛下の叡明を欺罔し、下人民が疾苦を顧みず言路を壅塞し、愛憎を以て黜陟し、苛税重斂至らざる所なく、唯一朝の利害に眩惑し、万苦不拔の大道を失却し、天理に逆ひ人道に戻る。実に売

国の賊と云はずして何ぞや。蠱害を除却し、同胞三千余万の康寧を祈らんとす。故に斯の檄文を有志各位に伝す。冀くば国民の義務、国家の衰頹を座視するに忍びざる微衷の在る処を了察あらんことを。茲に軍令を定むること左之如し。

軍禁令

第一条 指揮官之命令二違背スル者

第二条 猥リ二人ヲ殺害スル者

第三条 民家ニ放火スル者

第四条 人民之婦女ヲ姦淫スル者

第五条 窃盗スル者

第六条 私ニ逃走スル者

右、各条ノ者ハ軍令ニ依リ処罰スルモノナリ

第五回

○内田良五郎、兼松口へ急行し、田原坂の陥落を推測して帰り、報す。

○越知彦四郎、薩兵田原坂の要害陥落せしと聞き

て、その応援の拳兵を決

す。爰に其二月下旬の事なりけり。村上彦十は途中に於て同閩の友なる山中立木に邂逅す。山中謂けらく、本日は福岡極楽寺町なる郡利の居宅に於て、自分を始め四、五名の朋友打寄り、目下西南の風聞に係りて我が福岡士族が執る可き方針を談合すべき筈であるから、足下等の同志も幸に臨席あらんば、共談して以て前途の方針を定む可と云ふ。

村上は之を領き、即ちその同志なる舌間慎吾、久世芳麿、久光忍太郎等と同伴して会合す。その座には主人の郡利、山中立木、不破国雄、其他三木隆助(後出の小野隆助と同一人物)も大宰府より来会せしかば、各膝を交へ襟を披きて対談す。

その話談の旨趣は、目今鹿児島表私学校党の挙動穩かならざる風聞ある次第は、何れの点に出でしや。

又彼等が若事を発せなば、我が福岡士人が取る可きその方針は如何なる点に出づ可きぞ、等の話し合にてありしなり。舌間慎吾は数ヶ年間同表に遊方し、殊に桐野利秋とは陰に刎頸の心契を結びし事なれば、徐々として「此回西郷氏が機を見て以て事を発するの万已むを得ざる事実を説き、その西郷氏にして果して事を発するに及ばん歟、国民の我々は銘々その執るべき方針は素よりその意に任せて可なり。今此座に於て殊々敷く協議するの必要はあらざる可と論じたりき。

その傍に在る村上、久世、久光も口を揃へて賛しらく。九州男児が国家の休戚に係りて、その身を致すべきそれ等の事は、到底座上の臆測にては決すべきにあらねば、先以てその形の現る、を待ちて以て議するも晩からじ、と言を放つて其座を蹴立て、去らんとした。

上座にありたる小野隆助は暫時しくと引留めつ、徐々と詞を出し、足下等の決志の在る処は充分に覚られたり。志気活潑、勇壯、感ずるに余りあるも、抑も丈夫が事を為す、沈着静実、処女の如くなるも、機を見て以て発着する場合は脱兎の如くなる可しとは孫子が輜略にあらずや。然

越知隊の攻撃目標だった鎮台分営があった福岡城(大手門)



るに軽躁に浜り、暴発否放せしむ、目下の時勢縮蹙し發せなば、哀れ足下等はだんく束で以て監獄裏の俘囚となるべし。斯くなりては福岡士族全体に対して又哀矜すべきこととはなきや、と少しく勧告の意を含ませしに、村上、舌間、久光の輩は素より小野その人の風概と志操を欣尚しつ、ありしかば、再度その膝前に進みよりて、僕等も充分に足下の意の在る所は感戴

決起に向けて福岡士族が集結した寺塚の穴観音(興宗寺)

